

I - 3 事業主による負担軽減措置の取扱い

	頁
(1) 転貸融資における事業主による勤労者の負担軽減措置の内容別状況	1
(2) 住宅手当の支給状況	2
(3) 自宅居住者に対する住宅手当の支給理由	3
(4) 職員の給与に関する報告(抄)(平成15年8月8日)(人事院)	4
(5) 給与勧告についての説明(抄)(平成15年8月8日)(人事院)	5

転貸融資における事業主による勤労者の負担軽減措置の内容別状況

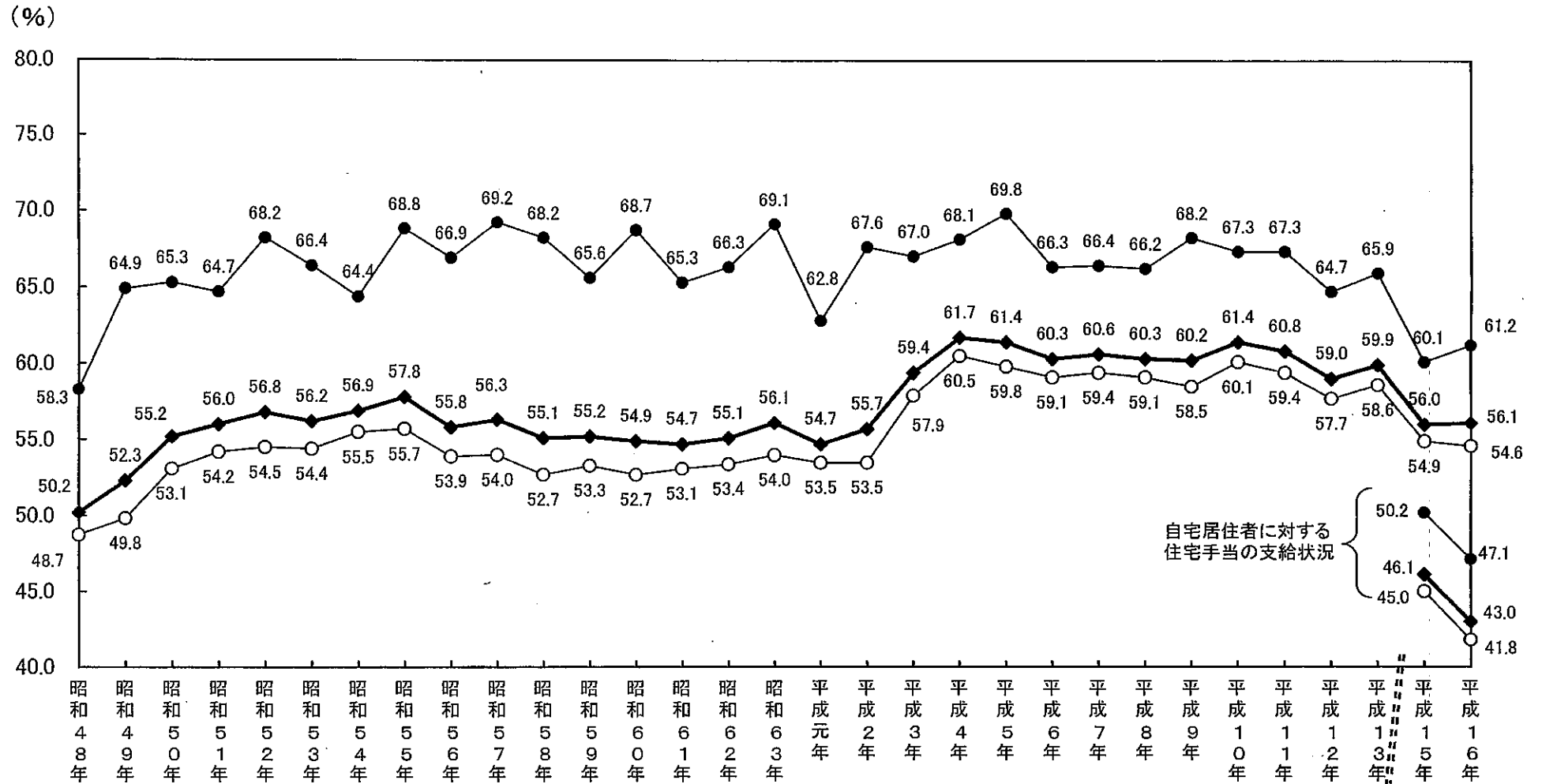
(単位：件)

内 容	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
① 割賦償還の開始から5年以上、毎年機構からの借入金相当額に対し、機構が貸し付ける利率から1パーセント相当率（3万円を超えるときは、3万円を限度として計算した利率）を差し引いた貸付利率で貸し付けを行うこと。	90 (60.4)	45 (60.8)	1 (2.3)	1 (2.2)	4 (6.3)	9 (11.8)	9 (14.3)	11 (19.3)	2 (4.3)	1 (3.6)
② この資金と社内融資との併せ貸しを行う場合は、社内融資分の利子を金融機関等の住宅ローンよりも①と同等の援助を行える程度に低利とし、且つ、償還期間を5年以上とすること。	2 (1.3)	4 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.0)	1 (1.6)	2 (3.5)	7 (14.9)	2 (7.1)
③ 割賦償還の開始から5年以内に、④に相当する額以上を一括して支給すること。	4 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
④ 割賦償還の開始から5年以上、毎年機構からの借入金相当額の1パーセント相当額（3万円を超えるときは3万円）以上の額を支給すること。（住宅手当の支給も可）。	52 (34.9)	25 (33.8)	42 (95.4)	44 (97.8)	60 (93.7)	64 (84.2)	53 (84.1)	44 (77.2)	38 (80.8)	25 (89.3)
⑤ 勤労者がこの資金と併せて金融機関等から償還期間5年以上の条件で住宅資金を借り入れる場合、償還の日から5年間、毎年④に相当する額以上の利子補給を行うこと。	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
⑥ 事業主等が住宅または住宅用の宅地（借地権を含む）を分譲する場合は、住宅にあっては譲渡価格の最高限度額から、宅地にあっては時価相当額からそれぞれ③に相当する額以上の額を控除して分譲すること。	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
⑦ 勤労者が事業主等以外の者から、償還期間を5年以上とする償還方法により住宅を取得した場合、償還の日から5年間、毎年④に相当する額以上の利子補給を行うこと。	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合 計	149 (100.0)	74 (100.0)	44 (100.0)	45 (100.0)	64 (100.0)	76 (100.0)	63 (100.0)	57 (100.0)	47 (100.0)	28 (100.0)

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

住宅手当の支給状況

- ◆ 企業規模計
- 500人以上
- 500人未満



資料出所: 人事院給与局「民間給与実態調査」

自宅居住者に対する住宅手当の支給理由

(単位: %)

自宅居住者に対する住宅手当の支給理由 (複数回答)	事業所割合
借家・借間との均衡を考慮	33.4
世帯主や有扶養者への補助	60.5
勤務地域の賃金・物価に着目	8.0
持家の奨励	11.6
住宅の維持・修繕費を考慮	19.4
その他	9.6

(注) 自宅居住者に住宅手当を支給する事業所から支給理由不明の事業所を除いたものを100とした割合。

資料出所: 人事院給与局 平成15年「民間給与実態調査」

平成15年8月8日

衆議院議長 綿貫民輔殿
参議院議長 倉田寛之殿
内閣総理大臣 小泉純一郎殿

人事院総裁 中 島 忠 能

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務員制度改革について別紙第3のとおり報告する。この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう切望する。

別紙第1

職員の給与に関する報告 (抄)

4 本年の給与の改定

(2) 改定すべき事項

ウ 住居手当

自宅に係る住居手当は、主に住居の維持管理の費用を補てんする趣旨で自宅所有者に支給されているが、制定以来支給額の改定が行われておらず、公務部内でその趣旨が必ずしも定着してこなかったこと、民間の住宅手当の支給理由をみても公務と同様の趣旨で住宅手当を支給する事業所は少数であることから、本手当は基本的には廃止の方向で対処することが適当である。

しかしながら、本手当のうち住宅を新築・購入した職員に対して、その住宅の取得後5年に限り支給される月額2,500円の手当については、住宅取得時の財形持家個人融資の融資条件とされており、毎年の同融資の利用者が相当数存在することから、当面存置することとする。

月額1,000円の手当の廃止により、行政職の職員の住宅手当の平均受給額3,670は、173円(4.7%)の減となる。

給与勧告についての説明

(抄)

平成15年8月8日
人 事 院

I 本年の給与勧告の概要

3. 給与改定の内容

(3) 住居手当

自宅に係る住居手当は、制定以来支給額の改定が行われておらず、公務部内でその趣旨が必ずしも定着してこなかったこと、民間の住宅手当の支給理由をみても公務と同様の趣旨で住宅手当を支給する事業所は少数であることから、基本的には廃止の方向で対処することが適当ですが、新築・購入後5年に限り支給される月額2,500円の手当については、財形持家個人融資における取扱いを考慮して当面存置することとしました。

新築・購入住宅に係るもの (住宅取得後5年間)	改定なし(現行 2,500円)
上記以外	廃止 (現行 1,000円)